

# 殺すことと死ぬにまかせることの間 —道徳的差異と対称性について—

近藤 弘美\*

## Between killing and letting die -its moral difference and “the moral symmetry” -

KONDO Hiromi

### Abstract

In this paper, I discuss whether there are some moral differences between killing and letting die. Based on “the moral equivalence(Rachels)” or “the moral symmetry principle(Tooley)”, Rachels and Tooley argue that there is no moral difference between killing and letting die. They thereby conclude that there is no moral difference between active euthanasia and passive euthanasia, and that active euthanasia is also morally acceptable.

I argue two points. First, they give counterexamples for a moral principle “All killings are morally wrong.” This doesn’t justify individual actions such as giving lethal injection, withholding life support treatment. Their claims don’t support individual actions in actual clinical practices. Second, I argue about a relationship between “the moral symmetry principle” and other moral principles. When we evaluate an action using a moral principle, it is not always the case that “the moral symmetry principle” by itself takes precedence over other moral principles. To support the idea, some additional justification is required to “the moral symmetry principle” used in case of euthanasia.

Based on these points, I conclude that their attempts to argue for active euthanasia don’t succeed.

Keywords: killing, letting die, giving lethal injection, withholding life support treatment, the moral symmetry principle

### 1. 問題

殺すこと (killing) と死ぬにまかせること (letting die) の間には道徳的差異があるのだろうか。レイチェルス (James Rachels) やトゥーリー (Michael Tooley)、ベネット (Jonathan Bennett) <sup>1</sup>はこれらの間に道徳的差異はないと主張する。レイチェルス、トゥーリーはある種の思考実験を提出し、道徳的差異を否定する。他方でベネットは別の方法を用いて議論を行う。本論では、レイチェルスやトゥーリーの事例からある種の道徳原理を導く議論を既存の反論を踏まえた上で批判的に検討する。

殺すことと死ぬにまかせることの間での道徳的差異が問題となるのは、安楽死の場合においてである。「安楽死」の定義は論者により幅広く異なる。例えば、宮川は「合理主義的発想に支えられて、他者の生命を多かれ少なかれ死の方向に意識して、人為的にコントロールしようとする人間的行為」と定義している (宮川 [1979 :p.10])。他方で、「死期が切迫した病者の激しい肉体的苦痛を病者の真摯な要求に基づいて緩和・除去し、病者に安らか

---

キーワード：殺すこと、死ぬにまかせること、致死薬投与、延命治療の差し控え、道徳的対称性原理

\*平成21年度生 比較社会文化学専攻

な死を迎えさせる行為」(甲斐 [2003 : p.2]) という定義もある。「安楽死」に確定した定義を与えることが困難な為、ここでは「安楽死」を「ある人にとって死がより良いという根拠に基づきその人を苦痛のない方法で殺すこともしくは死なせること」と一応の定義を与えておくに留める<sup>2</sup>。

安楽死における道徳的差異が問題になるのは実際にどのようなケースだろうか。生命の質という観点も含めて問題となった「ジョンズ・ホプキンスの事例」と呼ばれるケースを挙げることができる。

ダウン症でしかも消化器系に閉塞のある嬰兒が生まれた。その閉塞は外科手術によって取り除くこともできたが、看護婦でもあった母親はその手術に同意することを拒否したという。こうしたケースについての知識をよく知っていた妻の意見に従い、夫もこの決断を受け入れた。嬰兒は処置されないままにおかれたが、そうなるともちろん経口では食を得られず、またなんらかの方法で栄養を補給する試みもまったくなされなかったという。しかもこの嬰兒は十五日間生存したと言われている。(河井 [1989 : p.241])

ここでの問題は、母親が手術に同意することを拒否したことではなく、母親のその決定に病院側が従うならば、なぜ医療スタッフはその嬰兒を速やかに苦しみから解放できないのかという点である。生命の質 (Quality of life) の観点からも、その嬰兒を死ぬにまかせることで苦しみを長引かせるよりも、一瞬のうちに死なせてあげるの方が望ましいという考えもある。なぜ死ぬにまかせことは道徳的に許され、殺すことは道徳的に許されないのか。死ぬにまかせることや殺すこと以外の状況や条件が同じであるならば、死ぬにまかせることと殺すことの間には道徳的差異はあるのかということが非常に大きな問題となる。少なくとも安楽死を論じる倫理的議論の一つの大きなトピックと言えるだろう<sup>3</sup>。さらに、トゥーリーにみられるように、殺すことと死ぬにまかせることは、すること (doing) と何かが起こることを許すこと (allowing to occur) の問題としても論じられる。

## 2. 道徳的等価性、道徳的対称性

レイチェルスは殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異はないので、一方が道徳的に許容されるならば、他方も許容されると主張した。これは彼の道徳的等価性 (the moral equivalence) という考えによる。彼の主張に入る前に「積極的安楽死 (active euthanasia)」と「消極的安楽死 (passive euthanasia)」という語の確認及び、彼の主張が1973年の米国医師会 (the American Medical Association : 以下AMA) の声明への反論であったことに注目する。なぜなら、次節で触れるように、レイチェルス、トゥーリーに対する批判の中には、彼らがAMAの声明を正しく解釈していないという指摘があるからである (Steinbock [1979] Sullivan [1977] <sup>4</sup>)。

まず、語の確認を行う。レイチェルスは「積極的安楽死」を「患者を殺すために計画された何らかの積極的行為を行うこと (例えば、塩化カリウムなどの致死薬を注射すること)」とし、「消極的安楽死」を「患者が生き続けるためのいかなる行為も差し控えること (例えば、薬剤の投与を差し控えることもしくは延命治療の中止または差し控えること)」と考えている (Rachels [1986 : pp.106-107])。

レイチェルスの議論はAMAの声明に対する反論として意図されていた。AMAの声明とは、以下のものである。

他人によって1人の人間の生命を意図的に終わらせること—慈悲殺—は医療者としての立場や米国医師会の方針に反するものである。生物学的死が差し迫っているという反証できない証拠がある場合に、生命を引き延ばすための通常以上の手段を使用することを停止することは患者とその家族もしくはどちらかの決定である。医者の助言や判断は患者とその家族もしくはどちらかに自由に入手できるべきである (Rachels [1975 : p.288] <sup>5</sup>, Steinbock [1979 : p.121])。

注目すべき点は、AMAの声明が「積極的安楽死」もしくは「消極的安楽死」という語を使用していない点である。AMAの声明が言及しているのは、「他人によって1人の人間の生命を意図的に終わらせること」と「生

命を引き延ばすための通常以上の手段を使用することを停止すること」の区別についてである。しかし、レイチェルスは「他人によって1人の人間の生命を意図的に終わらせること」は「積極的安楽死」に該当し、「生命を引き延ばすための通常以上の手段を使用することを停止すること」は「消極的安楽死」に該当すると考えている。積極的安楽死と消極的安楽死の違いとは前者が何らかの行為によって患者を殺すことであり後者が何もせずに患者を死ぬにまかせることである。よって、積極的安楽死と消極的安楽死の道徳的差異の重要性を問うことは、殺すことと死ぬにまかせることとの間の道徳的差異の重要性を問うことになる。この問いに対して、レイチェルスは殺すことと死ぬにまかせること以外の状況や条件、行為者の動機が全て同じである事例を挙げ、私たちはこの二つの事例に対して同じ道徳的判断を行うと論じる。レイチェルスは、殺すことと死ぬにまかせることそれ自体の違いが私たちの道徳的判断に影響を与えていないと主張する。彼は以下の例を挙げている (Rachels [1975 : pp.290-291]、加藤・飯田編 [1988 : pp.116-117])。

R 1 : スミスはもし彼の6歳のいとこの身に何かあれば、莫大な財産を相続する。ある晩、その子が浴室に入っているところにしのび込み、その子を溺死させ、あたかも事故であるかのように装う (Rachels [同上]、加藤・飯田編 [同上])。

R 2 : ジョーンズもまた彼の6歳のいとこの身に何かあれば、莫大な財産を相続する。ある晩、その子が浴室に入っているところにしのび込んだ。しかし、ジョーンズが浴室に入るちょうどその時にその子供は足を滑らせて頭を打ち、浴槽に顔をつけてしまった。ジョーンズが何もすることなしにその子供は溺死した (Rachels [同上]、加藤・飯田編 [同上])。

R 1 と R 2 における違いは子供を殺したか、子供を死ぬにまかせたかのみであり、その他の点では同一である。レイチェルスによれば、私たちは R 1 におけるスミスの振舞いを非難すると同様に R 2 におけるジョーンズの振舞いをも非難する。なぜなら、スミスもジョーンズも同じ個人的利益に基づいて子供を殺そうと意図していたからだ。私たちの R 1、R 2 に関する道徳的判断は、個人的利益を得るためというスミスとジョーンズの意図に基づいて下されており、殺すことと死ぬにまかせることとの間の差異から影響を受けていない。この例から少なくとも殺すことと死ぬにまかせること自体が道徳的差異をもたらさないことがあると言えるならば、致死薬投与などの積極的安楽死と延命治療の中止または差し控えなどの消極的安楽死の間には道徳的差異が生じないと言える。さらに、消極的安楽死が道徳的に許されるならば、積極的安楽死も道徳的に許されるという結論が導かれる (Rachels [1975 : pp.290-291]、加藤・飯田編 [1988 : pp.118-121])。

トゥーリーもレイチェルスと同様に AMA の声明を以下のように解釈している。AMA は人々が「尊厳を伴って死ぬこと (to die with dignity)」の権利を持ち、もし患者が死ぬことを希望し、十分に軽減することができないような苦痛を伴う不治の病に苦しんでいるならば、医師が患者を死なせることは道徳的に許される。他方で、AMA は同様の状態にある患者に積極的安楽死を是認したとしない (Tooley [1980 : p.103]<sup>6</sup>)。レイチェルス、トゥーリーによる AMA 声明の解釈は、積極的安楽死は道徳的に認めないものの、消極的安楽死は道徳的に認めるという読みである。AMA はなぜ積極的安楽死は道徳的に認められず、消極的安楽死は道徳的に認められると主張するのか。その二者の間に道徳的に重要な差異があるのかという疑問が生じる。

積極的安楽死と消極的安楽死の間の差異は、殺すことと死ぬにまかせることとの間の差異、することと (何かが) 起きることを許すこととの差異、行為と意図的に行為を差し控えることとの差異としても考えることができ、どの場合にも道徳的差異はないという考えがある (Tooley [1980 : pp.103-111])。この考えは、道徳的対称性原理 (the moral symmetry principle) というある種の道徳原理を受け入れるかどうかによって依存する。もしこの原理が正しいければ、することと (何かが) 起きることを許すことの間、行為と意図的に行為を差し控えることの間にある道徳的差異は生じないと論じることができる。道徳的対称性原理とは以下である。

【道徳的対称性原理 (the moral symmetry principle)】

結果 E を通常導く因果的過程を C とする。C を始める行為を行為 A とし、結果 E が生じる前に因果的過程 C を

止める行為を行為Bとする。行為Aと行為Bは他の道徳的に重要な結果をもたず、結果Eは因果的過程Cの一部であるかまたはCの結果に限定される。その時、行為Aをすることと意図的に行為Bを差し控えることの間と同じ動機があるならば、(行為Aと意図的に行為Bを差し控えることの間) 道徳的差異はない (Tooley [1980 : p.104])。

Aが人を殺す行為であり、Cは人が死ぬ過程である。Bは殺されかけている人を助ける行為であり、Eは人が死ぬという結果である。この場合、人を殺す行為である行為Aと殺されかけている人を助ける行為Bを意図的に差し控えることは、人が死ぬという同じ結果Eを得る。行為Aと意図的に行為Bを差し控えることは道徳的に同じである。トゥーリーは道徳的対称性原理の当てはまる例を以下のように挙げている。

T1 : 二人の兄弟が別々に彼らの裕福な父親を殺そうと決めた。兄は父親のウィスキーに毒を入れた。弟は兄の行為を見ていた。弟もウィスキーに毒を入れようと計画していたのだった。弟は父親にウィスキーに毒が入っていると警告することを怠り、父親に解毒剤を与えることを差し控えた (Tooley [1980 : pp.103-104])。

T1において、兄の毒を入れる行為A' と毒が効いて父親が死にかけると因果過程C' を止める行為、すなわち父親にウィスキーに毒が入っていると警告する弟の行為B' を意図的に差し控えることは動機が同じであれば道徳的差異はないと考えることができる。さらに、トゥーリーは行為と意図的に行為を差し控えることに道徳的差異がない次のような例を挙げている。

T2 : ジョンとメアリーが機械に繋がれている。もし私が機械のボタンを押すならば、ジョンは殺されメアリーは助かる (Tooley [1980 : p.108])。

T3 : ジョンとメアリーは機械に繋がれている。もし私が機械のボタンを押さないならば、ジョンは助かりメアリーは殺される (Tooley [同上])。

T3では、意図的に行為を差し控えることが、メアリーを死ぬにまかせたことになり、T2では、行為を行うことで、ジョンが殺されたということになるのだろうか。しかし、T2、T3においては、行為を行うにしろ、意図的に行為を差し控えるにしろ、1人が死ぬという結果を生むので、T2、T3における道徳的差異はないとトゥーリーは主張する。

レイチェルス、トゥーリーはR1、R2、T1、T2、T3のような事例から殺すことと死ぬにまかせること、行為と意図的に行為を控えることの間で道徳的差異がないという主張を導いている。彼らはこの主張から消極的安楽死 (例えば、延命治療の中止または差し控え) が道徳的に認められるならば積極的安楽死 (例えば、致死薬の投与) も道徳的に認められることが導かれると考えている。

しかし、彼らの [1] 殺すことと死ぬにまかせることに道徳的差異はないという主張から [2] 消極的安楽死が道徳的に認められれば、積極的安楽死も道徳的に認められるという主張を導き出す議論は正しいのだろうか。私は [1] を認めることから、[2] も認められるとは考えない。なぜなら、[2] の実質的な内容は、延命治療の中止または差し控えが道徳的に認められるならば、致死薬の投与も道徳的に認められるということである。これは、個別の行為に言及していない [1] の主張からは導かれまいと考えられるからである。ゆえに、たとえレイチェルス、トゥーリーの [1] の主張を認めたとしても、そのことから積極的安楽死、消極的安楽死も同等に道徳的に認められると論じることはできない。

### 3. AMA声明の解釈、類比の議論の妥当性、殺す準備という視点

レイチェルスやトゥーリーは殺すことと死ぬにまかせることの間や行為と意図的に行為を差し控えることの間で道徳的差異が生じないような事例を持ち出し、それらの間で道徳的差異が生じないことから積極的安楽死と消極的安楽死の間にも道徳的差異が生じないと論じる。彼らの主張に対しては、様々な反論があるが<sup>7</sup>、ここでは



レイチェルス、トゥーリーのAMA声明の解釈への批判、類比の議論の妥当性に関するもの、殺す準備の有無という観点から殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異があるという主張を検討する。

最初にスタインボック、サリバンによるレイチェルス、トゥーリーのAMA声明解釈に関する指摘を検討する。彼らによれば、AMA声明は殺すことと死ぬにまかせることの間での区別や積極的安楽死と消極的安楽死の区別をしているのではない(Steinbock [1979: pp.120-130]、Sullivan [1977: pp.131-138])。AMA声明は、意図的に生命を終わらせることと生命を引き延ばすための通常以上の手段を採用することを停止することの間の区別を述べているのである。さらにその声明では、意図的に生命を終わらせることを禁止しているため、積極的安楽死・消極的安楽死の両方を否定しており、生命を引き延ばすための通常以上の手段の採用の停止のみ許されている(Steinbock [1979: pp.120-121])。

サリバンも同様に、AMA声明において言及されていることは①医者や誰かが患者の生命を意図的に終わらせることは許容できないこと②いくつかのケースでは生命維持のための通常以上の手段の使用をやめることは許容されることの二点であると述べている。サリバンもAMA声明は作為、不作為に関わらず意図的に生命を終わらせることは許されないと述べているのであって、積極的安楽死・消極的安楽死の区別を想定しているのではないと考える(Sullivan [1977: pp.132-137])。

スタインボック、サリバンによるAMA声明の解釈とレイチェルス、トゥーリーによるAMA声明の解釈の差異が生じるのは、積極的安楽死・消極的安楽死にどのような具体的行為が該当するのかによると考えられる。問題となるのは以下の区別である。

[AMA声明における区別]

他人によって1人の人間の生命を意図的に終わらせること…\*

生命を引き延ばすための通常以上の手段を使用することを停止すること…\*\*

[レイチェルス・トゥーリーのAMA声明解釈]

\*は積極的安楽死であり道徳的に認められない

\*\*は消極的安楽死であり道徳的に認められる

[スタインボック、サリバンのAMA声明解釈]

\*は積極的安楽死、消極的安楽死に関わらず道徳的に認められない

\*\*は道徳的に認められる

AMA声明を文字通り解釈するならば、\*と\*\*の区別について述べているだけであり、ある行為が積極的安楽死であるもしくは別のある行為が消極的安楽死であるとも言及していない。そのため、レイチェルス・トゥーリーの解釈には無理があるように思われる。しかし、積極的安楽死・消極的安楽死にどの行為が該当するかが明確にならない限り、レイチェルス・トゥーリーの解釈が間違いであるとも主張できないだろう。

次に、レイチェルスの類比の議論が成立しないという指摘を検討する(Beauchamp [1978: pp.248-249]、加藤・飯田編 [1988: pp.124-125])。レイチェルスの議論はR1、R2と積極的安楽死・消極的安楽死が類比の関係にあり、R1、R2に言えることは積極的安楽死・消極的安楽死においても言えるという構造になっている。しかし、類比の議論は、R1、R2と積極的安楽死・消極的安楽死のどの特徴を類似点として取り出すかによってその議論自体が妥当性をもつかどうかが決まる。レイチェルスは殺すことと死ぬにまかせることを類似点としている。しかし、R1、R2において主張されたことが積極的安楽死・消極的安楽死についても主張されるのかを決定することは、類似点として何を取り上げるかに依存する。そのため、レイチェルスの議論は弱い(Beauchamp [同上]、加藤・飯田編 [同上])。

ピーチャムは道徳的責任の観点からもR1、R2と積極的安楽死・消極的安楽死の場合が異なることを指摘する。レイチェルスのR1、R2においてはスミスもジョーンズも個人的利益のためにいとこを殺すもしくは死ぬにまかせたので、因果的責任・法的責任はスミスのみあるが、道徳的責任はスミスとジョーンズにあると考えられる。それに対して、今問題となっている積極的安楽死・消極的安楽死の場合は、一方に道徳的責任があり、他方に道徳的責任がないケースである(Beauchamp [同上]、加藤・飯田編 [同上])。

[ビーチャムの道徳的責任に関する指摘]

道徳的責任があるケース：R 1、R 2、積極的安楽死

道徳的責任がないケース：消極的安楽死

しかし、ビーチャムの道徳的責任に関する指摘はレイチェルスの議論とかみあっていないように考えられる。というのも、問題はなぜ延命治療の中止または差し控えなどが許され、患者を疼痛の苦しみから解放するために致死薬の投与などが許されないのかである。それに対してレイチェルスは、R 1、R 2のようなケースでは殺すことと死ぬにまかせることが道徳的に等価であるので、致死薬の投与も延命治療の中止または差し控えも道徳的に等価であると主張している。しかし、ビーチャムは積極的安楽死（殺すこと）を道徳的に許されない行為を含む事例、消極的安楽死（死ぬにまかせること）を道徳的に許される行為を含む事例としてすでに前提している。レイチェルスが問題としているのは、なぜ殺すことは道徳的に許されず、死ぬにまかせることは道徳的に許されると前提できるのかということであり、その為にR 1、R 2の事例を用いて議論を行ったのであった。それに対して、殺すことは生命を奪うことであるので道徳的責任があるが、死ぬにまかせることは生命維持を道徳的に要請されていないので道徳的責任がないというビーチャムの説明では、先行する問いを繰り返すだけで納得し難いものである。

最後に、レイチェルス、トゥーリーの両者に対する反論を試みているネスビットによる議論を吟味する。彼の方法は、レイチェルスやトゥーリーが挙げる事例を分析することで、道徳的評価の対象をレイチェルスやトゥーリーとは異なる方法で取り出すことである。さらになぜそのような対象を道徳的評価の対象とするのかについて一定の説明を与える。彼の目的は、殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異があるという主張を支持することである（Nesbitt [1995 : pp.292-295] <sup>8</sup>）。

まずネスビットはレイチェルスのR 1、R 2について検討する。R 1、R 2におけるスミスとジョーンズが共に道徳的非難にさらされるのは、個人的利益に基づいていところを殺す、もしくは死ぬにまかせたからであると考えられている。しかし、ネスビットはスミスとジョーンズが共に道徳的非難にさらされるのは、両者が道徳的非難を浴びる行為をする十分な準備、すなわちいところを殺すための準備をしていたという点にあると指摘する。例えば、以下の例を考える（Nesbitt [1995 : p.294]）。

N 1 : ジョーンズもまた彼の6歳のいとこの身に何かあれば、莫大な財産を相続する。ある晩、その子が浴室に入っているところにしのび込んだ。しかし、ジョーンズ自身が浴槽で頭を打ち、いところを殺すことに失敗した。いところは殺されず、死ぬにまかされてもいない（Nesbitt [同上]）。

N 1におけるジョーンズは殺害しようとする準備をしていた、すなわちいところ殺害の目的で浴室にしのび込んだので、R 1におけるスミス同様に道徳的非難に値する。ということは、いところが殺されることもしくは死ぬにまかされることはジョーンズとスミスに対する道徳的評価ではない別の道徳的観点に関係している可能性がある。同じ批判はトゥーリーにもあてはまる。T 1において弟もウィスキーに毒を入れ、父親を殺そうと計画する、すなわち道徳的非難を浴びる行為を準備していたので、兄同様に道徳的非難を浴びると考える（Nesbitt [同上]）。

しかし、ネスビットのこの方法ではトゥーリーのT 2、T 3に対する反論とは成り得ない。というのも、T 2、T 3では何らかの道徳的非難を浴びる行為を計画しているような想定は含まれず、行為と意図的に行為を差し控えることが問題になっているからである。ネスビットの仕方では、レイチェルスやトゥーリーが挙げた事例の一部には反論できるが、広範囲な事例を含む行為と意図的に行為を差し控えることの道徳的対称性に対してはうまく反論ができないように思われる<sup>9</sup>。これまでの議論を検討した結果、レイチェルス、トゥーリーに対する既存の反論は満足のものではないと言える。

#### 4. 結論

以上の議論を踏まえて、本節ではレイチェルス、トゥーリーの事例から道徳的判断を導く議論を主に二つの点

に関して批判的に検討したい。最初に、レイチェルス、トゥーリーの道徳的等価性、道徳的対称性から積極的安楽死を支持することができない点を指摘する<sup>10</sup>。次に、私たちが行為の道徳的評価を行う際に様々な要素を考慮している点に注目し、私たちが日常的にどの道徳原則に従って行為の評価を行うかが常に決定されているわけではない点から道徳的等価性、道徳的対称性を批判する。

レイチェルスとトゥーリーの主張は以下のどちらかである。

- ① ある例示から全てのケースで殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異がないと主張している。
- ② ある例示から少なくとも1つのケースで殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異がないと主張している。

①の解釈は不合理な解釈であり、レイチェルス自身つねに道徳的差異がないと主張しているのではないと述べている (Rachels [1986 : pp.123-124])。レイチェルスとトゥーリーは②の内容を主張していると考えられる。もしレイチェルス、トゥーリーの主張が実質的に②を述べているのであれば、R 1、R 2には殺すことと死ぬにまかせることの間には道徳的差異がなく、他の場合における殺すことと死ぬにまかせることの間では道徳的差異があることを認めていることになる。そのことは、致死薬の投与・延命治療の中止または差し控えがR 1、R 2と同じであるのか、異なるのが問題となることを意味する。現にビーチャムは致死薬の投与・延命治療の中止または差し控えがR 1、R 2とは異なると指摘している (Beauchamp [1978 : pp.248-249]、加藤・飯田編 [1988 : pp.124-125])。ビーチャムの指摘を踏まえつつも、私の考えでは、レイチェルスやトゥーリーは、「殺すことは全て道徳的に不正である」という道徳原則に対して反例を挙げ、殺すことと死ぬにまかせることは道徳的に等価であると主張していると考えられる。この主張はある道徳原則（「殺すことは全て道徳的に不正である」）に対する反論であり、どのような個別の行為、すなわちここでは臨床における医学的処置が道徳的に許容されるのかを論じているのではない。ゆえに、レイチェルスやトゥーリーの主張から致死薬の投与や延命治療の中止または差し控えといった個別の行為が正当化されることはない。彼らが論じているのは、殺すことと死ぬにまかせることの間での道徳的差異についてであって、致死薬の投与や延命治療の中止または差し控え等の特定の行為に関する議論ではない。ゆえに、医療現場における個別の行為の正当化についての問題は残ったままである。

さらに、私たちの日常生活における行為の道徳的判断にはその行為の動機やその行為がなされた状況が影響していると考えられる。例えば、他人を助けるために窃盗をすることと個人的利益のために窃盗をすることに対して、私たちは同じ道徳的判断を下すだろうか。おそらく、私たちは後者を前者よりもより不正であると考えよう。なぜなら、同じ窃盗という行為をその動機から評価しているからである。同様に、行為がなされる状況や環境を考慮することも必要であるように思われる。行為の正・不正を決定するためには行為以外の考慮すべき要素に注意を払う必要があるのかもしれない。その上、私たちは様々な道徳原則をもっている。例えば、人を殺してはならない、嘘をついてはならない、約束を守るべきであるなどである。これらの道徳原則に仮に道徳的対称性原理が正しいとし、追加したとしよう。

道徳原則：人を殺してはならない  
嘘をついてはならない  
約束を守るべきである

・  
・  
・

道徳的対称性原理

私たちは行為や人を道徳的に判断する時に何らかの道徳原則に頼っているが、どの道徳原則がその時の道徳的判断に影響を与えるのかが常に変わらないという保証はどこにもないはずである。そのような時に、なぜ私たちは道徳的対称性原理を優先させなければならないのだろうか。言い換えれば、どの道徳原則に従って行為の評価

を行うかが常に決定されているわけではないだろう。その場合、なぜ他の道徳原則ではなく道徳的対称性原理によって行為の評価を行うと主張できるのだろうか。この問題に対して明確な説明を与えない限り、私たちは他の道徳原則よりも道徳的対称性原理を優先させる必要はないように思われる。

### 【註】

- 1 ベネットの主張は、Bennett, J. (1966) "Whatever the consequences". *Analysis*, 26(3), 83-102.に詳しく展開されている。
- 2 この定義はAudi, R. (1999) *The Cambridge dictionary of philosophy* (2nd ed)における「euthanasia」の項目を参考にした。
- 3 安楽死に関する倫理的問題としては①積極的安楽死と自殺補助が殺人を禁じる道徳原則に抵触するのか②個人の自由と自律から積極的安楽死や自殺補助を正当化できるのかという問題などもある。
- 4 Steinbock, B. (1979) "The intentional termination of life". *Ethics in Science & Medicine*, 6(1), 59-64. Sullivan, T. D. (1977) "Active and passive euthanasia: An impertinent distinction?" *The Human Life Review*, 3(3), 40-46.はSteinbock, B. & Norcross, A. (1994). *Killing and letting die* (2nd ed) Fordham University Press.に再録されている。以下で引用箇所を挙げる際にはこの再録版のページ数を使用する。
- 5 Rachels, J. (1975) "Active and passive euthanasia". *The New England Journal of Medicine* 292, 78-80. はKuhse, H. & Singer, P. (2006) *Bioethics: An anthology*. Blackwell Publishing. に再録されている。以下で引用箇所を挙げる際にはこの再録版のページ数を使用する。
- 6 Tooley, M (1980) "An Irrelevant Consideration: Killing Versus Letting Die". は *Killing and Letting Die*, edited by Bonnie Steinbock, Englewood Cliffs, New Jersey, 56-62.に掲載されている。ここでは、第2版 (1994年) のページ数を使用する。
- 7 Foot, P (1967) "The Problem of Abortion and the Doctrine of the Double Effect". *Oxford Review*, No.5.はSteinbock, B. & Norcross, A. (1994). *Killing and letting die* (2nd ed) Fordham University Pressに再録されている。フットによると、私たちは人々を助けるというポジティブな義務以上に人々に害を与えないというネガティブな義務を果たすことをより義務付けられている。ネガティブな義務を果たさないこと (例えば、人を殺してしまうなど) は許容されないが、ポジティブな義務を果たさないこと (例えば、飢えて苦しむ人に食料を与えないことなど) は許容されるので、積極的安楽死は許されないが、消極的安楽死は許されるとなる。
- 8 Nesbitt, W (1995) "Is killing no worse than letting die?" *Journal of Applied Philosophy*, 12(1), 101-106.はKuhse, H. & Singer, P. (2006) *Bioethics: An anthology*. Blackwell Publishing.に再録されている。以下で引用箇所を挙げる際にはこの再録版のページ数を使用する。
- 9 クーゼはネスビットが行為者の善悪と行為自体の正・不正を混同していると指摘する。ネスビットは殺す準備をしている行為者を道徳的非難の対象として考えるが、行為者の善悪はその目的が共通善か個人的利益に基づくかによるからである。よって、ネスビットの議論からは殺すことが死ぬにまかせることよりも不正であることは示されない (Kuhse(1998) "Critical notice: Why killing is not always Worse—and is sometimes Better—Than letting die". *Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics*, 7(04), 371-374.)。
- 10 この点に関しては本論2節で既に触れている。

### 【引用文献】

- Beauchamp, T. L. (1978) "A reply to Rachels on active and passive euthanasia". *Ethical Issues in Death and Dying*. New Jersey: Prentice-Hall, (加藤尚武、飯田亘之編(1988)守屋唱進訳「レイチェルスの安楽死論に就いて」『バイオエシックスの基礎: 欧米の「生命倫理」論』東海大学出版会.)
- Kuhse, H., & Singer, P. (2006) *Bioethics: An anthology*. (2nd ed.)Blackwell Publishing  
(レイチェルスの論文に関しては、以下の翻訳を参考にした。加藤尚武、飯田亘之編(1988)小野谷加奈恵訳「積極的安楽死と消極的安楽死」『バイオエシックスの基礎: 欧米の「生命倫理」論』東海大学出版会.)
- Rachels, J. (1986) *The end of life: Euthanasia and morality* Oxford University Press. Steinbock, B., & Norcross, A. (1994) *Killing and letting die* (2nd ed.) Fordham University Press.
- 甲斐克則. (2003) 『安楽死と刑法』 成文堂
- 河井徳治. IV生命倫理の諸問題4安楽死と尊厳死 (塚崎智, 加茂直樹. (1989). 『生命倫理の現在』世界思想社.)
- 宮川俊行. (1979) 『安楽死の論理と倫理』 東京大学出版会.